

第 8 回和光市個人情報保護審議会会議録

平成 16 年 7 月 21 日（水曜日）

議題

- 1 和光市個人情報保護条例の一部改正について
- 2 その他

出席者

石井彰会長、根岸彩子副会長、東洋子委員、浦郷義郎委員、今野清委員、並木修二委員、吉田京子委員（以上 7 名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任、政策課田中課長補佐

午前 10 時 2 分開会

事務局 お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から和光市個人情報保護審議会を開催いたします。まず、本日の市の出席者としまして、横内企画部長、市政情報課長、政策課で法務担当の田中課長補佐、松橋課長補佐、本多主任になります。よろしく願いいたします。

会長 本日は、熱暑の中お集まりいただきありがとうございます。本日の議題は次第にありますように個人情報保護条例の一部改正についてです。前回の審議会で 7 月に 2 回開催する予定でしたが、作業が遅れている訳ではないのですが、審議会の開催が本日になってしまったことを報告します。今日の審議会の資料は、事務局で作成した素案について、資料の 1 から 4 になります。まず資料 1 についての説明を事務局にお願いします。

事務局 それでは、和光市個人情報保護条例一部改正における市の考え方を説明します。資料 1 で説明をします。個人情報保護条例につきましては、和光市では平成 12 年 6 月 22 日に公布し、平成 13 年 4 月 1 日から施行して現在に至っております。本条例ではすべての執行機関を実施機関として定めていることから、本条例の一部改正において関連があります執行機関に説明をしております。今回の改正につきましては平成 15 年 5 月 30 日に個人情報保護関連 5 法が公布され、その施行が平成 17 年 4 月 1 日と政令で定められております。基本法である「個人情報の保護に関する法律」には、国等及び地方公共団体が適用除外となっておりますので「行政機関の保有する個人情報に関する法律」が国を対象としています。地方公共団体につきましても条例で個人情報を制度化する必要があります。総務省から法の趣旨に沿ったものにするための見直しを行い、個人情報保護対策を実施するよう、平成 15 年 6 月 16 日に通知がなされております。その

留意事項につきましては、資料 1 の 2 にあります 9 項目になります。現行の市の条例と比較しまして、市の条例で整備しなくてはならないものは(5)の目的外利用等の際の利用停止請求権と(8)の罰則の規定になります。事務担当としましては個人情報の保護法の全面施行にあわせ、また総務省からの留意事項との差異の是正を図るため、和光市個人情報保護条例を一部改正したいと考えております。また、平成 16 年 5 月 17 日に和光市個人情報保護審議会から、個人情報保護条例に目的外利用等の際の利用停止請求権、及び罰則の規定を設ける旨の意見書をいただいております。それを踏まえ、市としましては 7 月 7 日の政策会議におきまして、条例改正における意思確認がされております。おおむね、改正案を作成し、各政策会議のメンバーから意見をもらい、それを踏まえ市の案を作成し、本日お配りしたものです。今後の予定としましては、本日の審議会で審議をしていただき、パブリックコメントを実施し、その後、罰則規定がありますので検察庁との協議を行い、平成 16 年 12 月議会に議案を上程する予定であります。なお、パブリックコメントにつきましては、広報、ホームページ等で周知をしていきたいと考えております。改正後の条例の施行は平成 17 年 4 月 1 日を予定しております。

会長 今の説明についてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

並木委員 資料 1 の 2 ページの目的外利用等の際の利用停止請求権について、「利用停止請求は、開示を受けた日から 90 日以内でなければならない。」とあるが、条例のどこに書いてあるのか。

会長 素案についての説明をこれから行いますので、質問の件も含めて説明をお願いします。

事務局 資料 1 の 2 ページの目的外利用等の際の利用停止請求権について説明します。利用停止請求権は、第 28 条の 2 に定めています。並木委員のご質問につきましては、第 28 条の 2 第 2 項にあります「第 14 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定は、前項に規定する自己の個人情報の消去、利用の停止（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。」とあるように準用規定を設けています。第 25 条第 2 項において、「開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。」とあります。続いて利用停止請求の手續につきましては、第 28 条の 3 に、個人情報の利用停止義務につきましては、第 28 条の 4 に、利用停止請求に対する決定等につきましては、第 28 条の 5 に掲げています。

並木委員 開示を受けた日から 90 日以内に、利用停止請求を行うことだが、開示決定を受けないと、利用停止請求ができないのか。

事務局 開示前置主義を採っておりますので、利用停止請求に先立って、開示請求を行うことになります。次に、資料 1 の 2 ページ(2)罰則についてご説明します。罰則につきましては、第 45 条から第 50 条に規定しています。主な内容としましては、罰則を受

ける対象者が実施機関の職員若しくは職員であった者、委託の事務に従事している者若しくは従事していた者になります。対象事由及び量刑につきましては、第45条から第47条に掲げています。アについては、電算処理をしたファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、イについては、業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金、ウについては、職務を濫用して、個人の秘密に属する事項が記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。過料につきましては、第50条に規定しています。偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料になります。市外犯及び両罰規定につきましては、第48条及び第49条に規定しています。これにつきましては、属地主義を原則としつつも、そこから生じる不都合を属人主義を併用することにより実効性を担保する狙いから市外犯に対しても罰則を適用します。両罰規定は行為者個人のみならず、これに属する法人自体に対しても罰則規定を設けることです。罰則規定を設けることから、さいたま地方検察庁との事前協議が求められています。

会長 前回の審議会の中で浦郷委員からの罰則規定について、他の市町村の制定状況の質問がありましたが、調べてありますか。

事務局 埼玉県で県内の個人情報取組状況調べを行いまして、その集計がまだ出ていませんので、出来上がりましたら皆さんにお配りしたいと思います。事務局で調べたところ、埼玉県内では草加市、本庄市です。都道府県ですと宮城県、他県の市では神戸市、宇治市等が罰則規定を設けています。

会長 先ほど説明にありました罰則について、さいたま地方検察庁との協議がありますが、量刑については議論があるかと思えます。他の市町村と合わせることはなく、和光市独自の判断で罰則の規程を設けていただきたいと思います。今後も他の市町村の状況を把握しておいていただきたいと思います。事務局が進めている改正素案についての説明がありましたが、その他の資料について説明はありますか。

事務局 資料1の③その他改正が必要な条項について説明します。委託先に関する措置要求として、第13条に、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を含めました。他の制度との調整として、第29条に「法令又は他の条例に自己の個人情報の閲覧若しくは、謄本、抄本その他の写しの交付、訂正等」に利用停止を加えました。事業者に関する指導等として、第42条の2にありますように、事業者に対し、事業者自らが個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導等を行うことを設けています。

会長 改正素案の説明がありましたが、スケジュールについて説明をお願いします。

事務局 7月に審議会を2回行うことを前回の審議会で説明をしましたが、検討事項が増えまして、7月の審議会が本日となってしまいました。日程が流動的ではあるかと思いますが、ここまでで確定していることは、12月の議会に議案を上程することです。パブリックコメントにつきましては、8月3日から8月23日に行うことを8月号の広報わこうに掲載しました。

会長 スケジュールにつきましては、流動的ではあるかと思いますが、審議会の開催を含めきちんと手続を踏んでいていただきたい。今までの説明で、ご質問がありましたらお願いします。

並木委員 第45条と第46条との違いを詳しく説明していただきたい。また、量刑についてはどれくらいの基準なのか。スケジュールについては、条例改正についての審議は今回で終わりなのか。

会長 前回の審議会で7月に2回行うと説明してきましたが、検察庁の協議の後、市の素案が確定した後に審議会を開催するか、文書で報告をもらうかになります。また、4月1日の施行前までに条例改正についての周知や研修をどのように行っていくのかを把握しておく必要があるかと思います。よって、条例改正についての審議会は今回が最後ではありません。

事務局 第45条と第46条の違いにつきまして説明します。第45条につきましては「行政機関の保有する個人情報に関する法律」の中で「個人情報ファイル」と規定があります。和光市の条例では「個人情報ファイル」の規定がありませんので、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと表現しています。たとえば、大量な住民データ等の提供したときに、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると解釈しています。第46条につきましては、その業務について知り得た個人情報を1件でも提供又は盗用したときに、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金になります。量刑の根拠については、先ほどの「行政機関の保有する個人情報に関する法律」に基づいて量刑を定めました。過料につきましては、国は10万円となっていますが、市の条例では5万円が最高ですので、過料は5万円としています。

並木委員 第42条の2の事業者に対する指導等で、事業者の定義は何か

事務局 第2条第4号において、事業者についての定義がありまして「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。」となっています。

並木委員 それですべての事業者が対象となるのですか。

事務局 事業者についての指導は法人だけではなく、事業を営む個人でも個人情報の漏洩するようなことがあった場合には指導の対象となってくると考えられます。罰則については、条例で制定できる最高の量刑が2年以下の懲役又は100万以下の罰金ですの

で、第45条の罰則については、条例で設けられる最高の量刑になります。

浦郷委員 第45条の意味が解りづらいので、解りやすくできないか。私の提案ですが「実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合物を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、集合物とは、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。」としてはどうでしょうか。

会長 今後、条例改正の参考にしていただきたい。市独自ではなく、関係機関との協議を行っていくわけですので、一般に理解しやすいものにできないかとの発言が審議会の中であったことを承知していただきたい。審議会の今後のスケジュールについて、どのように条例改正に対応していくのかを話し合う必要があります。本日市の考え方を示してもらったのは、審議会が和光市の個人情報保護行政を一般的に理解しておかなければならないことから、説明してもらいました。今後のスケジュールに基づくと、素案をつめて条例案にし、それを議会に上程します。審議会としては、市が示した改正素案について1条ごとにつめていくか、あるいは全体的に了解できるという内容とするか等、審議会として、どのようにしていくのが良いか意見をお願いします。いろいろな意見があるかとは思いますが、たとえば、罰則規定については、市民生活に直結した問題で、罰則の対象者が実施機関の職員や委託事業者であることから、今回の条例改正は市民に幅広く周知しなければならない。このようなことを項目に掲げて市に提出する方法があるかと思えます。

並木委員 今後の進め方についてなんですが、逐条的に問題提起をすると私たちの任務を越えていると思います。ただ、こういった点は問題ではないかと市に私たちの意見として提案しなくても、議事録に残しておけばいいと思う。利用停止請求権と罰則の話は前回からあったが、事業者に対する指導等については本日の審議会で初めて出てきた。この進め方は納得しがたい。事前に資料を送っているといっても、素案として出すからには私たちに話をすべきではないかと思えます。事業者の問題は大きなものですので、今回の審議会だけで意見を出したくない。

会長 本日の審議会ですべての案件を了承したというのではなく、今後も審議会としては、必要な資料を受け、説明を求める。事業者に対する指導等についての説明をお願いします。

事務局 事業者については、個人情報の保護に関する法律第12条にあります。地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、事業者に対して必要な措置を講じるよう努めなければならないとあります。現在、個人情報の不適切な取扱いが問題となっ

ていますので、地方自治体としてできることを具体的に条例で掲げています。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にはありませんが、個人情報の保護に関する法律にはあることから、それに合わせて今回の素案に盛り込むことにしました。

並木委員 地方公共団体の責務として行うことは理解できる、市内の事業者に対してどう浸透させていくのか、それがないまま条例を制定して終わりということではいけない。責務である以上、市は事業者に対し周知徹底をしないといけない義務があると思います。

会長 事業者に対しては第42条の2にありますが、具体的な考えを説明してもらおう。今後の市の進め方を確認したい。次回に条例の解釈だけでなく、市の考え方を求める。本日は今まで出てきた意見を取りまとめずに、意見を会議録に残しておき、積み残しの意見は次回にする。次回の審議会についての意見がありますか。また、次回の政策会議はいつになりますか。そこで条例改正についての動きはありますか。

事務局 現状では、意見が出たら対応していくと考えています。次回の政策会議は8月12日を予定していますが、パブリックコメントの期間中ですので、議題として掲げる予定はありません。

浦郷委員 条例素案第42条の2第3項で、必要な措置をとるべきことを勧告することができる、とあるが必要な措置とは具体的にはどのようなことなのか。また勧告するだけなのか。もう少し議論したほうが良いと思います。

事務局 事業者が個人情報を不適切に取扱っている場合、事業者については個人情報の保護に関する法律で、国を始めとしたそれぞれの指導が入ります。地方公共団体も区域内の事業者に対し指導を行います。個人情報保護条例を制定当時に議論しましたが、法の制定を待ってから事業者に対する指導等を制定したのが良いとの事務局の案から、法の制定に合わせて今回の素案に盛り込みました。必要な措置につきましては、事業者がどのような不適切な取扱いをした場合に、このような措置をしますと具体的に決めますと、それぞれいろいろな場合があることから、すべてを条例で規定することは困難です。一般的に、法律などは必要な措置と抽象的な表現になる。事業者に対しての罰則は、法律では国の指導が入り、その指導に従わないときに罰則が適用される。地方公共団体はそこまではできないので、審議会の意見を聴いた上で公表することになります。公表することにより、その事業者の名誉や社会的信用を失くす可能性がありますので、あらかじめ事業者の意見を聴取しなければなりません。

副会長 事業者は市内の事業者を対象としているのか。

事務局 条例は、原則属地主義ですので、他の市町村の事業者は対象としません。ただ、罰則規定につきましては、検察庁との協議がありますが、属人主義を採って市外犯の規定を盛り込みました。

会長 市外犯や両罰についてはきちんと考えなくてはいけないと思います。量刑につきましては、非常に難しい問題ですので、市が素案をまとめる段階で意見交換をしたい。

今野委員 審査会に罰則規定を設けているが、審議会の罰則を設けていないのは。

会長 審査会と審議会の機能は別なもので、審査会は個別の案件に対して具体的に審議しますし、法律でも定められています。事務局に説明を求めます。

事務局 審議会については、個人情報を取扱うことはないとの考えから、審査会のみ罰則を設けました。内容としましては「第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」となります。

会長 他にご意見、ご質問はございませんか。次回の審議会につきましては、事務局と調整した後、通知をします。他に意見等がなければ散会とします。

11時27分閉会